

福井医療大学 障害学生支援方針

1. 基本理念

福井医療大学建学の精神「仁の心（思いやりの心、いたわりの心）」に基づき、障害の有無を理由とする偏見や差別を許さず、平等な学修の機会が与えられ、人として成長できる場を提供します。

2. 基本方針

- (1) 本学は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号) 第 9 条第 1 項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 24 日閣議決定)に基づき、障害学生支援を行います。
- (2) 本学は、障害のある学生からの意思表示に基づき、共通理解と合意形成を図りつつ、必要な支援や配慮を調整します。
- (3) 本学は、障害のある学生支援を実施するにあたり、すべての学内部門、教職員が密に連携を図ることができるような体制を整えます。
- (4) 本学は、障害のある学生の受入れ姿勢・方針を明確にし、これに関わる情報の公開に努めます。
- (5) 本学は、学生の家族・保護者と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。
- (6) 本学の教職員は、日常的な教育や指導などの場において、障害のある学生に対して、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。
- (7) 本学は、すべての学生に平等な学修機会を提供することを目指し、すべての教職員に対し研修を実施し、啓発活動を行います。

3. 対象者

本学に在籍する学生であって、修学に制限が生じている障害のある者。

4. 対象範囲

- ・入学から卒業までの修学および進路支援に関する事項
- ・大学および大学院が提供する講義・演習等

5. 支援体制

障害のある学生に対して、専門知識・技能を持って対応できる支援体制の確保に努め、学内関係組織との連携を図ります。また、教職員に対し、障害のある学生支援に関する理解促進・啓発を行います。障害のある学生をサポートする部門が、情報を共有し、必要に応じて所属学科、関係部門等にサポートの依頼を行っていきます。

6. 個人情報の保護

障害のある学生を支援するうえで知り得た個人情報は、厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。ただし、学生支援を行なうために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に順守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行います。